

## 5 福祉等関係

### ア 介護

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容 |   |        |        |        | 講ぜられた措置の概要等  | 備考 |
|--------------------------------------|---|--------|--------|--------|--|----|
| 事項名                                  | 措置内容  | 実施予定時期 |        |        |  |    |
|                                      |   | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |  |    |
| 介護保険給付業務におけるIT化の促進<br>(厚生労働省)        | a 介護支援専門員がケアプランを作成する際に必要となるサービス事業者の空き情報等の情報化等の介護保険給付業務に係るIT化を進める。                         | 逐次実施   |        |        | <p>(厚生労働省)</p> <p>福祉保健医療情報ネットワーク(WAM-NE T)においては、介護保険のサービス事業者自らが空き情報等を直接入力し、公開することができることとしており、平成14年度においては、介護保険事業者情報について、月2回情報を更新するなど、逐次システムのメンテナンスを行い、介護保険の事業者に関する最新情報を発信し、WAM-NE Tの利用者が簡易に情報を入手できるよう努めているところである。</p> <p>また、WAM-NE Tの普及・啓発を目的としてWAM-NE Tの利用者を対象に、平成14年度中に7回の操作講習会を実施している。</p>                                       |    |
|                                      | b 介護サービスの利用者がWAM-NE T(福祉保健医療情報ネットワーク)等を通して事業者情報等に直接アクセスし、サービス選択の判断に資することができるようなシステム構築を図る。 | 逐次実施   |        |        | <p>(厚生労働省)</p> <p>事業の種類、事業所の所在地等の都道府県が事業所を指定する際に提出されるサービス事業者に関する基本情報に加え、事業所自らが直接入力する追加情報等を福祉保健医療情報ネットワーク(WAM-NE T)を通じて利用者が直接アクセスができることとしており、平成14年度においては、介護保険事業者情報について、月2回情報を更新するなど、逐次システムのメンテナンスを行い、介護保険の事業者に関する最新情報を発信し、WAM-NE Tの利用者が簡易に情報を入手できるよう努めているところである。</p> <p>また、普及・啓発を目的としてWAM-NE Tの利用者を対象に、平成14年度中に7回の操作講習会を実施している。</p> |    |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容 |   |        |        |        |   |    |
|--------------------------------------|---|--------|--------|--------|---|----|
| 事項名                                  | 措置内容  | 実施予定時期 |        |        | 講ぜられた措置の概要等   | 備考 |
|                                      |   | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |   |    |
|                                      | c 介護に関する技術の発展等に資するために、例えば提供サービスと対象者の心身の状況の変化の関係を検証するなど、個人情報保護のための方策を明確にした上で、要介護者に関する情報の収集や分析等に努める。  | 検討     | 措置     |        | (厚生労働省)<br>要介護者に関する情報については、その収集や分析に引き続き努めているところである。また、個人情報保護については、認定支援ネットワークにおけるセキュリティの向上等の措置を講じたところである。  |    |
| 痴呆性高齢者に対する介護<br>(厚生労働省)              | a 痴呆性高齢者の要介護認定における1次判定について必ずしも適切ではないケースがあるとの指摘があることから、このような痴呆性高齢者の要介護認定の問題の改善を進める。  | 検討     | 結論     | 措置     | (厚生労働省)<br>要介護認定の一次判定は、コンピュータソフトを用いて行っているが、平成14年度に全市町村を対象とした試行的事業を実施し、この結果を踏まえ、平成15年3月に痴呆を適切に評価する一次判定ソフト(改訂版)を作成したところ。平成15年4月からは、この改訂版のソフトを用いて一次判定を行うこととしている。 |    |
|                                      | b 「高齢者痴呆介護研究センター」における痴呆介護の研究を強化、促進し、望ましい痴呆性ケアの在り方の研究を進め、適切なケア投入必要量の測定をより精緻化する。  | 逐次実施   |        |        | (厚生労働省)<br>高齢者痴呆介護研究センターにおいて、介護サービスの提供現場における痴呆介護に関する実践的な研究を推進中。具体的には、痴呆性高齢者に適したアセスメントとケアプランの在り方に関する研究など、医療、福祉等の多角的視点に基づく研究を引き続き実施しているところ。                     |    |
|                                      | c 痴呆性高齢者を抱える家族に対して専門家からの相談機会が得にくい等の指摘があることから、「高齢者痴呆介護研究センター」における研究について、その総合的報告を待つのではなく、随時、得られた研究成果を医療・介護職員へフィードバックし、痴呆性高齢者介護における介護負担の緩和を図るとともに、痴呆性高齢者を抱える家族についての相談、カウンセリング等を実施するための研修・相談受付体制等を整備する。 | 措置済    |        |        |   |    |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容 |   |        |        |        | 講ぜられた措置の概要等  | 備考 |
|--------------------------------------|---|--------|--------|--------|--|----|
| 事項名                                  | 措置内容  | 実施予定時期 |        |        |  |    |
|                                      |   | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |  |    |
|                                      | d 成年後見制度活用の普及を図るための支援方策を講ずる。  | 措置済    |        |        |  |    |
| 介護職の業務範囲等<br>(厚生労働省)                 | a 在宅で療養する要介護者等に対する介護サービスの充実を図る観点から、訪問介護について、その業務範囲をできる限り明示し、その周知徹底を図るとともに、訪問看護との連携など現場における具体的な対応事例を提示する。                                | 措置済    |        |        |  |    |
|                                      | b 訪問看護の一層の充実を図り、在宅で療養する要介護者等に必要な訪問看護が提供されるよう努める。  | 検討     | 結論     | 措置     | (厚生労働省)<br>平成15年1月の社会保障審議会介護給付費分科会において、在宅重視・自立支援の観点から介護報酬を見直すことについて諮問・答申が行われたところであり、これに伴い平成15年4月より新たな介護報酬を適用する。                                  |    |
|                                      | c 要介護者の様々なケースに対応可能とするために、介護職の養成研修を一層充実させるなど、介護福祉士、ホームヘルパー等の介護職の資質の向上を図る措置を講じ、要介護者のニーズに的確にこたえることの可能な介護職の育成を図る。                           |        |        | 措置     | (厚生労働省)<br>訪問介護員(ホームヘルパー)の資質向上については、平成14年度より、現に活動している訪問介護員についてテーマ別の技術向上研修等に対する予算措置を講じており、平成15年度においては、さらに、「苦情への対応を踏まえた質の向上」などカリキュラムの充実を図ることとしている。 |    |
| 特別養護老人ホームのホテルコストの利用者負担<br>(厚生労働省)    | 特別養護老人ホームの入居者については、個室化の推進により居住環境が抜本的に改善されることから、従来の介護・食事に係る利用者負担のほか、ホテルコストを原則として利用者負担として徴収するよう見直す。また、そうした負担に耐えられない低所得者層については、一定の配慮を検討する。 | 検討     | 結論     | 措置(4月) | (厚生労働省)<br>ユニットケアを提供する小規模生活単位型特別養護老人ホーム等について、低所得者対策を講じた上で、入居者から居住費の支払いを受けることができることとした。(平成15年4月1日施行予定)  |    |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容    |   |        |        |        |   |    |
|---|---|--------|--------|--------|---|----|
| 事項名                                     | 措置内容  | 実施予定時期 |        |        | 講ぜられた措置の概要等   | 備考 |
|   |   | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |   |    |
| 訪問介護の介護報酬における3類型の在り方等<br>(厚生労働省)        | a 訪問介護における身体介護中心型、家事援助中心型、複合型の3類型を当てはめる際に判断に迷う例もあること等を踏まえ、介護保険制度の見直しの際には、この3類型の区分の在り方そのものについて検討し、所要の措置を構ずる。   | 検討     | 結論     | 措置     | (厚生労働省)<br>平成15年1月の社会保障審議会介護給付費分科会において、訪問介護の3類型については、複合型を廃止する旨の諮問・答申が行われたところである。これに伴い平成15年4月より複合型を廃止することとする。  |    |
|   | b 利用者との契約内容を明確化するとともにヘルパーのサービス水準を確保するため、標準的なサービス行為の内容や手順のパッケージを示したガイドライン(平成12年3月17日厚生省通知老計第10号)の周知や、必要に応じた充実を図るとともに、利用者ごとにサービス事業者が作成する訪問介護計画について、例えば、こうしたサービス行為のパッケージの記載の奨励など、その内容の一層の明確化を検討する。 | 逐次実施   |        |        | (厚生労働省)<br>平成14年2月12日開催の全国介護保健担当課長会議において、訪問介護計画の適切な作成を再度周知するとともに、各都道府県の指導監査を通じてその適正化を図っている。<br>また、介護報酬の改訂にあわせて、平成15年3月にサービス基準を改正し、利用者に対する訪問介護計画の交付を義務づけることとしている。      |    |
| 訪問・通所介護における事故発生に関する補償の具体的手段等<br>(厚生労働省) | 訪問・通所介護における事故発生に関する補償の具体的手段も含め、契約に係る重要事項の説明等を、事業者から利用者に対して十分に行うことを徹底する。   | 逐次実施   |        |        | (厚生労働省)<br>事故発止時の対応など利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項については、介護サービス事業者は、利用申込者に対し、文書を交付して説明を行うことが義務づけられており、平成14年9月4日開催の全国介護保険担当課長会議においては、重要事項説明書の作成及び交付の必要性の周知について再度徹底を図っている。 |    |
| 利用者保護のための監視体制の構築<br>(厚生労働省)             | 都道府県での介護サービスの監視システムの早急な充実を図るため、有効な監視システムの構築を都道府県に対して積極的に働き掛けるほか、システム構築の動向を注視し適切な助言を行う。  | 逐次実施   |        |        | (厚生労働省)<br>平成14年度においては、5月13日に全国介護保険指導監査担当係長会議を実施し、指導監査について、周知徹底を図ったところ。   |    |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容 |   |           |        |        | 講ぜられた措置の概要等   | 備考 |
|--------------------------------------|---|-----------|--------|--------|---|----|
| 事項名                                  | 措置内容  | 実施予定時期    |        |        |   |    |
|                                      |   | 平成13年度    | 平成14年度 | 平成15年度 |   |    |
| サービスの質の向上のための取組<br>(厚生労働省)           | 市町村に対し、介護サービスの苦情解決やサービスの質の向上のための取組につき、助言を行うとともに、介護相談員派遣事業を支援し、介護相談員を有効に機能させる。   | 逐次実施      |        |        | (厚生労働省)<br>平成12年度より「介護相談員派遣事業」を創設。介護相談員が介護施設等を訪問して、利用者の不満や疑問にきめ細かく対応し、現場で改善の途を探る各市町村における取組を支援し、その実施拡大を図っている。<br>)実施市町村数 平成12年度：147<br>平成13年度：397<br>平成14年度：480                    |    |
| 介護支援専門員の在り方<br>(厚生労働省)               | a 介護支援専門員の現任研修事業等を推進するとともに、その内容について不断の見直しを行う。                                   | 検討        | 措置     |        | (厚生労働省)<br>平成14年度より、介護支援専門員の現任研修を新たに「基礎研修」及び「専門研修」に区分するなど、習熟度に応じた研修体系に改めたところである。平成15年度からは、さらに「基礎研修」を実務経験年数に応じて2つに区分し、きめ細かなカリキュラムの充実を図るなど、引き続き介護支援専門員の資質の向上に向けた研修体系の充実に努めることとしている。 |    |
|                                      | b 個々の介護支援専門員の資質の向上への取組のほか、介護支援専門員がケアマネジメントの業務に極力専念できるよう、介護支援専門員を支援するための体制整備を図る。 | 一部措置<br>済 | 措置     |        | (厚生労働省)<br>地域における介護支援専門員の支援体制を強化するため、平成14年度より、「ケアマネジメントリーダー活動支援事業」を実施しており、平成15年度においても、その取組を一層強化するため、介護支援専門員に対する相談業務の拡充等に努めることとしている。   |    |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容 |   |        |        |        | 講ぜられた措置の概要等  | 備考 |
|--------------------------------------|---|--------|--------|--------|--|----|
| 事項名                                  | 措置内容  | 実施予定時期 |        |        |  |    |
|                                      |   | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |  |    |
|                                      | c 介護保険制度の見直しに向けて、例えば、実務経験や現任研修等を反映するようなキャリアパスの導入など、ケアプランの作成、利用者や事業者との調整業務等に更に専門性を持てるようにするための介護支援専門員の能力向上の在り方や、公正中立な活動を確保し得るための支援策について検討し、所要の措置を講ずる。 | 検討     | 逐次実施   |        | (厚生労働省)<br>介護支援専門員の能力向上の在り方については、老人保健健康増進等事業による「ケアマネジメントの原則に則った実践の確保方策に関する研究」や「ケアマネジメントの評価のあり方に関する研究」などを通じて所要の検討を行っているところである。また、介護支援専門員の公正中立については、平成14年6月4日開催の全国介護保険担当課長会議において、介護支援専門員の中立・公正な活動の確保について指導の徹底を図ったところ。  |    |
|                                      | d 介護支援専門員の選択に幅を持たせるための数の確保の観点から、実務要件や資格要件も含めた介護支援専門員試験の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。  | 検討     | 逐次実施   |        | (厚生労働省)<br>介護支援専門員については、介護支援専門員実務研修受講試験合格者の累計で約27万人(平成10年度から平成14年度)を養成しているところである。<br>今後において、介護支援専門員の資質の向上を図ることが各方面より求められていることから、平成14年度においては、「介護支援専門員現任研修事業」、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業」等に取り組んでいるところである。<br>さらに、今年度「介護支援専門員実務研修のあり方に関する研究」を実施し、平成15年度から実務研修のカリキュラムを見直すこととしており、これらの実施状況等を踏まえ、実務要件や資格要件も含めた介護支援専門員試験のあり方についても引き続き検討することとしている。 |    |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容 |  |        |        |        | 講ぜられた措置の概要等 | 備考 |
|--------------------------------------|--|--------|--------|--------|-------------|----|
| 事項名                                  | 措置内容   | 実施予定時期 |        |        |             |    |
|                                      |  | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |             |    |
| 施設介護サービスへの民間企業の参入<br>(厚生労働省)         | <p>民間企業による特別養護老人ホームの経営参入については、介護保険法施行後の介護保険サービスの提供状況等の効果を踏まえ、事業の継続性や安定性の確保の可能性などを見ていく必要があるが、特別養護老人ホームと同様の要介護者に対応できるようなケアハウスについて、関係通知の改正により、公的部門や社会福祉法人以外の株式会社等が、都道府県知事の許可によって設置・経営主体となり得ることとする。</p> <p>【平成13年11月、平成14年1月厚生労働省老健局長通知】</p> | 措置済    |        |        |             |    |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容   |   |  |        |        |   |    |
|--|---|--|--------|--------|---|----|
| 事項名                                    | 措置内容  | 実施予定時期   |        |        | 講ぜられた措置の概要等   | 備考 |
|  |   | 平成13年度   | 平成14年度 | 平成15年度 |   |    |
| PFI法を活用した公設民営方式の推進<br>(厚生労働省)<br>(内閣府) | 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」(平成11年法律第117号)を活用した公設民営方式は、官民の契約に基づいて、PFI事業者が施設を建設し、地方公共団体がそれを買収した上で、これを当該PFI事業者に運営させるものである。今般、同方式に基づき整備されるケアハウスについて、地方公共団体が施設を買収する費用を新たに国庫補助の対象としたところであり、このほか、「公有財産を無償又は時価より安い対価で選定事業者を使用させることができる」としているPFI法第12条第2項を活用していくこととする。これらにより、PFIを活用した公設民営を促進する。 | 一部措置<br>済【民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(平成13年法律第151号)】<br>(13年12月施行)<br>【平成14年1月23日厚生労働省発社援第0123001号】 | 逐次実施   |        | (厚生労働省)<br>平成13年度第1次補正予算において、ケアハウスの設置主体を民間企業等に拡大し、平成13年11月16日付けで関係通知を改正。また、同補正予算において、PFI法の枠組みを活用した整備を行う一定の場合における施設整備費について、14年1月付けで関係通達を見直し、新たに国庫補助対象に追加したところ。これを受け、東京都杉並区及び中央区、千葉県市川市並びに愛知県高浜市において、民間企業がケアハウス等の整備を行う具体的なプロジェクトが進行中。<br>平成14年度補正予算において、上記と同様の措置を老人デイサービスセンター、痴呆性高齢者グループホーム等に拡大し、さらに、平成15年度予算においては、構造改革特区における特別養護老人ホームの整備に対して、上記と同様の措置を盛り込んだ。 |    |
| 生活支援型の生活拠点の推進<br>(厚生労働省)               | ケアハウスや高齢者生活福祉センター(生活支援ハウス)、有料老人ホームなど日常生活の支援機能を有する生活拠点について、将来展望を踏まえ整合性のとれた規制改革の在り方を検討し、所要の措置を構ずる。<br>【平成13年11月、平成14年1月関連通知を改正】   | 措置済  |        |        |   |    |



| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容   |  |        |        |        | 講ぜられた措置の概要等  | 備考 |
|--|--|--------|--------|--------|--|----|
| 事項名                                    | 措置内容   | 実施予定時期 |        |        |  |    |
|  |  | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |  |    |
| 痴呆性高齢者グループホーム等の情報公開等の推進<br>(厚生労働省)     | a 痴呆性高齢者グループホームのような介護サービスについて、地域に密着したNPO法人等の施設整備の資金調達を容易にする。<br>【平成13年8月厚生労働省老健局長通知】   | 措置済    |        |        |  |    |
|  | b 密室性が高く、利用者保護の体制整備が特に求められる痴呆性高齢者グループホームにおけるケアの質を確保するために、情報公開等を推進する。   | 措置済    |        |        |  |    |
| 介護事業者の情報公開、利用者や第三者による評価の推進等<br>(厚生労働省) | 公的部門、社会福祉法人、民間企業等といった経営主体にかかわらず、利用者やその家族が事業者を選択する際に活用できるチェックリストの作成などにより、介護事業者の情報公開義務を適切に果たさせるとともに、第三者評価を推進する。また、消費者利益の観点から、その運営に関する監視体制の強化を図る。 | 一部措置済  | 逐次実施   |        | (厚生労働省)<br>平成14年8月に、「介護サービス選択のための評価の在り方に関する検討会」において「よりよい訪問介護事業者を選択するためのチェック項目例」として、介護サービス事業者を利用者が選択する際に活用できるようなチェックリストをとりまとめ、全国介護保険担当課長会議において周知するとともに、各都道府県に対し配布したところである。なお、厚生労働省のホームページにおいても公開している。<br>また、痴呆性高齢者グループホームについては、平成14年10月より、外部評価を義務づけたところである。 |    |
| 介護と医療との連携のための諸規制の改革<br>(厚生労働省)         | a 特別養護老人ホームの全室個室・ユニットケア化といった居住条件の改善を進める中で、介護老人保健施設についても、入所者にとっての生活の場である特別養護老人ホームとは性格が異なることにも留意しながら、療養環境の改善を図る。                                 |        | 措置     |        | (厚生労働省)<br>介護老人保健施設の入所者の療養環境の向上を図る観点から、平成14年度予算において、グループケアユニット型施設への改修経費を新たに補助対象に追加したところ。   |    |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容 |  |        |        |        | 講ぜられた措置の概要等   | 備考 |
|--------------------------------------|--|--------|--------|--------|---|----|
| 事項名                                  | 措置内容   | 実施予定時期 |        |        |   |    |
|                                      |  | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |   |    |
|                                      | b 医療保険と介護保険が重複して適用され得るサービスについては、介護保険が適用されると医療保険からの給付は受けられない仕組みとなっているものの、一部の医療サービスについては、主治医の「特別指示書」があれば、2週間は医療保険からの給付が受けられるため、本制度が濫用されているとの指摘もあることから、こうしたサービスに関する医療保険給付の適用範囲については、一層の周知徹底を図る。 | 措置済    |        |        |   |    |
| 介護ICカードの検討<br>(厚生労働省)                | 介護保険の被保険者証について、ICカードを活用して、支給限度管理を行えるよう、事業者間のデータ交換、共有等が問題なく行えるような相互互換性を確保することについて検討し、モデル事業を実施する。  | 検討     | 検討     | 結論、措置  | <p>(厚生労働省)</p> <p>平成15年度にモデル事業の実施を予定しており、平成13、14年度においては、モデルシステムの仕様及び運用方法等の検討を行ってきたところ。</p> <p>なお、13年度に選定したモデル事業実施保険者において、被保険者等に対する広報を行っているところ。</p> <p>(モデル事業実施保険者(13年度に選定済))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県 西春町</li> <li>・長崎県 対馬総町村組合(広域連合)</li> </ul> |    |

# イ 保育

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容   |   |   |        |        | 講ぜられた措置の概要等   | 備考 |
|--|---|---|--------|--------|---|----|
| 事項名                                    | 措置内容  | 実施予定時期  |        |        |   |    |
|  |   | 平成13年度  | 平成14年度 | 平成15年度 |   |    |
| 公立保育所の民間への運営委託等の促進<br>(厚生労働省)<br>(内閣府) | a 都市部等における保育サービスの拡大及びその効率化を図るため、公立保育所の運営等を事実上の行為として民間事業者へ委託することが可能であることを周知徹底し、民間委託の活用を促進する。<br>【13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知】 | 逐次実施  |        |        | (厚生労働省)<br>・公立保育所の運営等を民間事業者へ委託することが可能であることの周知徹底を実施(「待機児童ゼロ作戦の推進について」平成14年10月17日雇児発第1017001号)  |    |
|  | b 学校の余裕教室等活用されていない公的施設・土地など潜在的資源の積極的活用やPFI方式の活用などにより、公設民営を促進する。   | 一部措置済<br>【児童福祉法の一部を改正する法律(平成13年法律第135号)<br>【民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(平成13年法律第151号)<br>(13年12月施行)】 | 逐次実施   |        | (厚生労働省)<br>・経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(平成14年6月25日閣議決定)等に基づき、保育所整備について、この事業方式による整備を進めることとしているところ。<br>・公有施設等を活用した保育所設置に係る資料集を作成し、都道府県等に保育所PFI実施マニュアルを示したところ。(平成14年3月)これを受け、千葉県市川市において、PFI法の枠組みを活用して保育所等の整備を行うため、実施方針の公表等が行われているところ。<br>・平成14年9月に、「公設民営の保育所について」をテーマに市町村職員等を対象とする研修会を開催したところ。 |    |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容 |   |         |                  |        | 講ぜられた措置の概要等   | 備考 |
|--------------------------------------|---|---------|------------------|--------|---|----|
| 事項名                                  | 措置内容  | 実施予定時期  |                  |        |   |    |
|                                      |   | 平成13年度  | 平成14年度           | 平成15年度 |   |    |
| 保育士に関する諸規制の改革<br>(厚生労働省)             | a 保育士の質を維持・向上する観点から、保育士の卒業研修について、研修内容をインターネットで提供すること等現場の保育士が学びやすい仕組みを構築する。  | 措置済     |                  |        |   |    |
|                                      | b 保育需要の多様化、増大に柔軟に対応できるようにするため、また、離職した保育士が再び保育現場で活躍できる環境を作ることに資するため、短時間勤務の保育士の配置が更に柔軟に行えるよう、短時間勤務保育士は各保育所に配置すべき保育士定数の2割以内などとしている規制の一層の緩和を検討する。       | 検討      | 措置               |        | (厚生労働省)<br>・短時間保育士の配置に係る制限(保育士定数の2割以内)の撤廃を実施(「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」の一部改正について平成14年5月21日雇児発第0521001号)。                             |    |
|                                      | c 認可外保育施設を含めた保育の質の向上のため、保育士の資格を国家資格とし、業務の定義、知事による試験・登録の実施等に関する規定を整備し、保育士でない者が保育士を称することを禁止する(保育士の名称独占等)等の措置を講ずる。<br>【児童福祉法の一部を改正する法律案(平成13年法律第135号)】 | 法案成立、公布 | 措置(公布後2年以内に施行予定) |        | (厚生労働省)<br>・児童福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第255号) 児童福祉法施行規則及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成14年厚生労働省令第96号)を公布し、一部を平成14年10月に施行済み、残りを平成15年11月施行予定。 |    |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容 |  |                                    |                |        | 講ぜられた措置の概要等  | 備考 |
|--------------------------------------|--|------------------------------------|----------------|--------|--|----|
| 事項名                                  | 措置内容   | 実施予定時期                             |                |        |  |    |
|                                      |  | 平成13年度                             | 平成14年度         | 平成15年度 |  |    |
| 保育サービスの利用者に対する直接補助方式の導入<br>(厚生労働省)   | 平成9年の児童福祉法の改正による新しい入所方式の実施状況、待機児童の状況、介護保険や障害者支援費方式の実施状況等を踏まえ、長期的には、保護者が直接保育を希望する保育所に申し込み、当該保育所が審査・決定を行うことができないか、その可否について検討する。<br>また、利用者と施設との直接契約を検討する際には、保育の質の確保に留意しつつ、保育所に対する補助ではなく、利用者への直接補助方式の導入ができないか、その可否についても長期的に検討する。 | 可否について長期的に検討                       |                |        | (厚生労働省)  |    |
| 保育所に関する情報公開、第三者評価の推進<br>(厚生労働省)      | 認可保育所においても保育の質・内容は多様であり、利用者が安心して保育所を選ぶことが可能になるだけでなく、運営側もそれを参考に更なるサービスの質の向上が図れるよう、現行法令を適切に運用し、経営主体にかかわらず、保育所の情報公開を進める。また、第三者評価については、ガイドラインを作成し、その取組を促進する仕組みを整備する。   | 措置済<br>(ガイドライン作成)                  | 措置(ガイドライン作成以外) |        | (厚生労働省)<br>・ 第三者評価の普及啓発のためのシンポジウムを実施(全国5箇所)、(平成14年6~10月)<br>・ 評価調査者の養成研修を実施(全国4箇所)(平成14年6~10月)<br>・ 第三者評価事業の実施(平成14年度に62施設の評価申込を受付済、今後評価を実施予定) |    |
| 夜間保育、休日保育の推進<br>(厚生労働省)              | 定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延長保育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の保育需要に対応する施策を推進する。また、休日保育についても、計画的に推進する。   | 新エンゼルプラン(平成11年12月19日策定)に基づき、計画的に推進 |                |        | (省庁名)<br>新エンゼルプラン(平成11年12月19日策定)に基づき、計画的に推進<br>平成14年度目標値<br>延長保育 10,000カ所<br>休日保育 450カ所  |    |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容 |  |               |        |        | 講ぜられた措置の概要等  | 備考 |
|--------------------------------------|--|---------------|--------|--------|--|----|
| 事項名                                  | 措置内容   | 実施予定時期        |        |        |  |    |
|                                      |  | 平成13年度        | 平成14年度 | 平成15年度 |  |    |
| 認可保育所基準の見直しの検討及びその周知徹底<br>(厚生労働省)    | a 認可保育所について、特に公立保育所を中心に、待機児童の多い地域においては、定員基準の弾力化等を一層推進する。また、一定の設備にかかわる設置基準等については、その見直しを検討する。さらに、分園の積極的促進を図ることにより、サービスの質を確保しつつ供給量の拡大を図る。         | 直ちに検討に着手、逐次実施 |        |        | (厚生労働省)<br>・保育所分園の規制緩和(定員規制、分園数規制等)を実施((「保育所分園の設置運営について」の一部改正について)平成14年5月21日雇児発第0521002号)<br>・一定の設備に関わる設置基準の見直しを実施(「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令」(平成14年厚生労働省令第168号)、「児童福祉法施設最低基準の一部改正について」(平成14年12月25日雇児発第1225008号)) |    |
|                                      | b 待機児童の多い地域における定員基準の弾力化、認可基準等に適合した保育所についての迅速・的確な認可などにより、保育需要があるにもかかわらず、認可保育所の供給を抑制しないことが必要である。このため、既に実施された規制緩和措置について、地方公共団体に対し、早期かつ逐次、周知徹底を図る。 | 一部措置済         | 逐次実施   |        | (厚生労働省)<br>・全国の市町村を対象に、待機児童解消や各種子育て支援等に係る市町村に係る市町村の先行事例を紹介する会議を開催(全国5箇所)<br>・既に実施された規制緩和措置について、周知徹底を実施(「待機児童ゼロ作戦の推進について」平成14年10月17日雇児発第1017001号、「待機児童ゼロ作戦の推進方策について」平成14年10月17日雇児保第1017001号)                  |    |
| 保育所への株式会社等の参入の促進<br>(厚生労働省)          | 民間企業が効率的な経営の結果として得た剰余金が、さらに保育の事業拡大のインセンティブを阻害しないよう、関係通達の見直しを図り、会計処理の柔軟化を進める。   | 措置済           |        |        |  |    |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容                 |  |                                  |        |        | 講ぜられた措置の概要等  | 備考 |
|--|--|----------------------------------|--------|--------|--|----|
| 事項名  | 措置内容   | 実施予定時期                           |        |        |  |    |
|  |  | 平成13年度                           | 平成14年度 | 平成15年度 |  |    |
|  | <p>a 第153回国会において、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正を行い、認可外保育施設に対する地方公共団体への届出、毎年の運営状況の報告、設備運営に係る掲示・利用者への書面交付を義務付けた。また、地方公共団体は、毎年認可外保育施設に係る運営状況や立入調査結果を公表することとし、悪質な施設に対する勧告・公表を行うことができることとなった。さらに、都道府県と市町村との連携も強化することとなった。こうした法改正の趣旨を周知徹底するとともに、認可外保育施設に対する指導監督の徹底を図る。</p> <p>【児童福祉法の一部を改正する法律案(平成13年法律第135号)】</p> | 逐次実施(13年11月法案成立、公布。公布後1年以内に施行予定) |        |        | <p>(厚生労働省)</p> <p>・児童福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第256号)児童福祉法施行規則及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成14年厚生労働省令第96号)を公布。</p> <p>児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法施行令の一部を改正する政令等の施行について(平成14年7月12日雇児発第0712004号)認可外保育施設に対する届出制の導入について(平成14年7月12日雇児保発第0712001号)</p> |    |
|  | <p>b 保育所、保育ママ、地方公共団体における様々な単施策等を活用し、待機児童の多い都市を中心に受入児童数の増大を図る。</p>  | 逐次実施                             |        |        | <p>(厚生労働省)</p> <p>・平成13年7月に閣議決定された「待機児童ゼロ作戦」に基づき、平成14年度においては、約5万人の受入増を図ったところ。</p>  |    |
| <p>保育所と幼稚園の施設共用化等による連携強化<br/>(厚生労働省)<br/>(文部科学省)</p> | <p>就学前児童の保育と教育の多様なニーズに的確に対応できるよう、保育所と幼稚園等の教育施設との施設の共用化(文部省・厚生省による平成10年の指針)を促進するとともに、保育所と幼稚園の連携事例を情報提供することなどにより、運営や施設利用の面で一層連携を深める。ただし、運営においては現在の親の就労や子育ての実態に即し、社会のニーズにこたえるものにする。また、多様な保育ニーズにこたえる観点から、幼稚園における預かり保育の拡充を図る。</p>   | 措置済                              |        |        |  |    |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容 |   |        |        |        | 講ぜられた措置の概要等   | 備考 |
|--------------------------------------|---|--------|--------|--------|---|----|
| 事項名                                  | 措置内容  | 実施予定時期 |        |        |   |    |
|                                      |   | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |   |    |
| 放課後児童の受入れ体制の充実<br>(厚生労働省)            | 放課後児童クラブや地域のすべての児童に居場所を確保する事業など、放課後児童の受入体制を計画的に整備する。その際には、学校の余裕教室等も活用し、また、小規模な放課後児童クラブ(10人以上20人未満)への支援、長時間の開設や学校週5日制に対応した土日祝日の開設の促進を図る。 |        | 逐次実施   |        | <p>(厚生労働省)</p> <p>平成14年度予算において、国庫補助対象の放課後児童クラブの800か所増加を図った。引き続き、平成15年度予算案においても、800か所増加を図ることとしている。</p> <p>また、小規模クラブ(10人以上20人未満)に対する補助や、土日祝日の開設を行うクラブに対する補助額の加算を創設した。なお、従来から長時間開設するクラブに対する補助額の加算も実施しているところ。</p> |    |



## ウ 障害者施策

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容               |   |             |        |        | 講ぜられた措置の概要等  | 備考 |
|--|---|-------------|--------|--------|--|----|
| 事項名  | 措置内容  | 実施予定時期      |        |        |  |    |
|  |   | 平成13年度      | 平成14年度 | 平成15年度 |  |    |
| <p>バリアフリー化等の推進<br/>(警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)</p> | <p>高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)に基づき、公共交通機関、歩道、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。</p> | <p>逐次実施</p> |        |        | <p>(警察庁)<br/>バリアフリー対応型信号機、歩行者用信号灯器のLED化の整備や道路標識・道路標示の大型化を推進した。また、平成14年9月、歩車分離式信号の運用指針を策定し積極的な整備・運用に努めた。</p> <p>(総務省)<br/>高齢者・障害者を含め誰もが使いやすい情報通信機器、システム、サービスの研究開発等を行う民間企業などへの支援、地域におけるバリアフリー型のIT利用拠点の整備、使いやすいホームページの普及に向けた取組等、情報バリアフリー化を推進している。<br/>交通バリアフリー法に基づく市町村の基本構想の策定に対して支援。また、地方公共団体が行うユニバーサルデザインによるまちづくりを支援。</p> <p>(厚生労働省)<br/>インターネットを活用した情報ネットワークによる各種情報の提供や、パソコン周辺機器等の購入費の一部を助成することに加え、平成14年度からパソコンボランティア養成・派遣事業、パソコンリサイクル事業を開始することにより、障害者の情報バリアフリー環境の整備等を推進。</p> <p>(経済産業省)<br/>障害者等用情報通信機器等開発事業を実施した。さらに、開発機器の普及のために情報提供ポータル</p> |    |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容 |  |                    |        |            |   | 講ぜられた措置の概要等  | 備考 |
|--------------------------------------|--|--------------------|--------|------------|---|--|----|
| 事項名                                  | 措置内容   | 実施予定時期             |        |            |   |  |    |
|                                      |  | 平成13年度             | 平成14年度 | 平成15年度     |   |  |    |
|                                      |  |                    |        |            |   | <p>サイトの内容を拡充するとともに、障害者向けIT機器の障害者に対する専門指導員・機器開発者向けのオンライン学習システムを開発した。</p> <p>(国土交通省)<br/>交通バリアフリー法に基づき、「旅客施設における音による移動支援方策に関する研究会」を開催し、平成14年10月に「旅客施設における音による移動支援方策ガイドライン」を策定。</p> |    |
| 社会福祉事業の利用方式(厚生労働省)                   | <p>障害者等の利用者が社会福祉サービスを選択できる制度を、事業の性格等に応じ導入する。<br/>【社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年第111号)】</p>   |                    |        | 措置(4月施行予定) | <p>(厚生労働省)<br/>平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が公布され、障害者福祉サービスについて、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組み(支援費制度)が導入されることになった。</p>  |  |    |
| 障害者に係る欠格条項の見直し(関係府省)                 | <p>各種資格制度等における障害者に係る欠格条項については、「障害者に係る欠格条項の見直しについて」(平成11年8月9日障害者施策推進本部決定)に基づき、対象63制度について平成14年度末までに見直しを終了する。<br/>(平成13年度において成立した見直しのための法律等)<br/>【障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律(平成13年法律第87号)】<br/>【自動車等の運転免許については、道路交通法の一部を改正する法律(平成13年法律第51号)】<br/>【風俗営業の許可等については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第52号)】<br/>【国土交通省関係の資格(動力車操縦者、海技従事者、水先人、航空機に乗り組んでその運行を行う者)については、動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正</p> | 一部措置済(47制度について見直し) | 措置     |            | <p>(内閣府、警察庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)<br/>障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が平成14年5月7日成立し、同15日公布となり、同年7月14日から施行、ただし、警察庁、経済産業省が所管する法律については同年11月14日に施行。</p> <p>(警察庁)<br/>銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律については、平成14年11月14日から施行。<br/>警備業法の一部を改正する法律については、平成14年11月22日に公布、平成15年3月31日に施行。<br/>道路交通法の一部を改正する法律については、平</p> |  |    |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容 |  |        |        |  | 講ぜられた措置の概要等   | 備考 |
|--------------------------------------|--|--------|--------|--|---|----|
| 事項名                                  | 措置内容   | 実施予定時期 |        |  |   |    |
|                                      |  | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度                                     |   |    |
|                                      | <p>する省令(平成13年国土交通省令第152号)水先法施行規則及び船舶職員法施行規則の一部を改正する省令(平成13年国土交通省令第137号)及び航空法施行規則の一部を改正する省令(平成13年国土交通省令第118号)【国家公務員の就業禁止(船員)については、人事院規則10-8の一部を改正する人事院規則(人事院規則10-8-1)】</p> <p>(その他、障害を欠格事由とする免許制度等を有する5省庁(警察庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)が所管する計8本の法律を一括し、第154回国会に障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案を提出。また、警察庁は、警備業法の一部を改正する法律案、環境省は、狩猟免許について鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案を第154回国会に提出)</p> |        |        |  | <p>成14年6月1日から施行。</p> <p>警備員等の検定に関する規則の一部改正する国家公安委員会令を本年3月7日に公布、同年3月31日に施行。</p> <p>(法務省)</p> <p>外国人の上陸制限に関し障害者に係る欠格条項を見直すため、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を本国会に提出。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の施行に伴い、欠格・制限等の厳密化、相対的欠格、障害者を特定しない規定等に改正するため、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を平成14年7月12日公布、同14日施行。</p> |    |
| <p>障害者福祉制度の改革<br/>(厚生労働省)</p>        | <p>支援費制度により、利用者の選択肢が広がることとなるが、高齢者を対象とした介護保険制度との関係では、40歳以上65歳未満の障害者は介護保険の被保険者としているにもかかわらず、加齢に伴う疾病によって介護を要する状態とならなければ、介護保険の給付は行わず、給付面は支援費制度としている。この意味から、支援費制度について、介護保険制度の見直しと合わせ、両制度の関係を含めた抜本的な検討を行う。</p>  |        |        | 平成15年度からの支援費制度の施行状況を踏まえつつ、直ちに検討を開始し、結論を得る。 | <p>(厚生労働省)</p> <p>平成15年4月からの支援費制度の施行状況を踏まえつつ、直ちに検討を開始し、結論を得ることとしている。</p>  |    |

## エ 社会福祉法人

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容  |   |        |            |        |  | 講ぜられた措置の概要等  | 備考 |
|---------------------------------------|---|--------|------------|--------|--|--|----|
| 事項名                                   | 措置内容  | 実施予定時期 |            |        |  |  |    |
|                                       |   | 平成13年度 | 平成14年度     | 平成15年度 |  |  |    |
| 社会福祉法人に関する制度の運用に関する見直し<br>(厚生労働省)     | 既に行われた規制緩和措置について、地方公共団体に対し一層の周知徹底等を図る。また、担当行政部門間の円滑な調整を図り、行政の不整合をなくし、社会福祉法人のより効率的な運営や、そのサービスの供給拡大を図る。   | 一部措置済  | 必要に応じて逐次実施 |        |  | (厚生労働省)<br>平成15年3月4日に開催された社会・援護局主管課長会議において、各都道府県市に対して、既に行われた規制緩和措置等について周知徹底を図る等協力依頼を行ったところ。  |    |
| 社会福祉法人の在り方の見直し<br>(厚生労働省)             | a 社会福祉法人の在り方について、現行の方式だけでなく、多様な形態の社会福祉法人の在り方について検討を開始する。  | 結論     |            |        |  | (厚生労働省)<br>社会福祉施設の運営費の使途については、業務の性格に応じて、社会福祉法人の在り方を踏まえつつ、平成15年度中に結論が出せるよう検討しているところ。<br>特に障害者施設については、平成15年度から利用者が自分で施設を選択し、直接施設と利用契約を結ぶこととなるので、それに併せて従来のような剰余金使途の制限を緩和し、弾力的な運営を可能とした。 |    |
|                                       | b 社会福祉施設の運営費の剰余金の使途については、依然として制約が大きいため、関係通知(平成5年)を、例えば、以下の点について早急に検討すべきである。<br>(a) 本部会計への繰入れの対象範囲、人件費・修繕費・備品等購入引当金等の上限<br>(b) 社会福祉事業と公益事業との資金移動や、同一の法人が経営する複数の施設・事業間での運営費の繰入れ<br>(c) 社会福祉法人が本来の施設に加え、公的補助の対象とならない追加的な施設を整備する場合、それを担保に借入れを行うこと | 早急に検討  |            | 結論     |  |  |    |
| 社会福祉法人に関するインターネット上の情報公開の促進<br>(厚生労働省) | 消費者の選択の幅を拡大するとの観点から、社会福祉法人について株式会社並みの公認会計士等による会計監査等の一層の普及を図るなど、情報公開のための基準の強化を図る。また、社会福祉法人の公益性にかんがみ、収支決算書、事業報告書、監事の意見書等は、インターネット上での公開を促進する。  | 一部措置済  | 必要に応じて逐次実施 |        |  | (厚生労働省)<br>平成15年3月4日に開催された社会・援護局主管課長会議において、各都道府県市に対して、収支計算書、事業報告書、監事の意見書等のインターネットでの公開の促進等について協力依頼を行ったところ。  |    |

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容 |   |        |            |        | 講ぜられた措置の概要等   | 備考 |
|--------------------------------------|---|--------|------------|--------|---|----|
| 事項名                                  | 措置内容  | 実施予定時期 |            |        |   |    |
|                                      |   | 平成13年度 | 平成14年度     | 平成15年度 |   |    |
| 社会福祉協議会の役割の見直し<br>(厚生労働省)            | 平成12年に改正された社会福祉法は、市区町村社会福祉協議会が、地域福祉の推進のための中心的な役割を担うことを明確にした。このため、社会福祉協議会については、他の民間事業者、社会福祉法人では行いにくいサービスについて、重点的に取り組んでいく役割を担うものとする。なお、在宅福祉サービスの実施に当たっては、公的助成のみに依存することなく、当該地域におけるサービスの実態を踏まえて、ほかの事業主体の参入による競争を妨げることのないよう、適切な運営に努めるよう、周知徹底を図る。 | 一部措置済  | 必要に応じて逐次実施 |        | <p>(厚生労働省)</p> <p>平成15年1月21日の全国厚生労働関係部局長会議において、都道府県、指定都市及び中核市に対して、他の民間事業者、社会福祉法人では行いにくいサービスについて重点的に取り組むこと 在宅福祉サービスの実施に当たっては、公的助成のみに依存することなく、当該地域におけるサービスの実態を踏まえ、他の事業主体の参入による競争を妨げることのないよう、適切な運営に努めることが必要である旨の総合規制改革会議の答申(規制改革の推進に関する第1次答申)の内容を踏まえ、社会福祉協議会が地域の実情に応じ、地域福祉の総合的な推進役としてその期待に十分応えるよう指導、支援することを指示した。</p> <p>また、平成15年3月4日の社会・援護局主管課長会議においても、都道府県、指定都市及び中核市に対して同様に指示したところ。</p> |    |

# 才 年金

| 規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)の決定内容  |  |                |            |        |  |    |
|---------------------------------------|--|----------------|------------|--------|--|----|
| 事項名                                   | 措置内容   | 実施予定時期         |            |        | 講ぜられた措置の概要等                                | 備考 |
|                                       |  | 平成13年度         | 平成14年度     | 平成15年度 |  |    |
| 厚生年金保険被保険者資格取得届等<br>(厚生労働省)           | 厚生年金保険被保険者資格取得届、資格喪失届等の磁気媒体による届出について、一般事業所でも行えるよう所要の措置を講ずる。<br>【健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成14年厚生労働省令第32号)】 | 措置済            |            |        |  |    |
| 確定給付企業年金法の制定<br>(厚生労働省、金融庁、財務省、経済産業省) | 確定給付型の企業年金について、受給権保護を図るため、統一的な制度を創設する。<br>【確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)】                                     | 法案成立、公布        | 措置(4月施行予定) |        | (厚生労働省)<br>平成13年6月に確定給付企業年金法が成立し、14年4月に施行。 |    |
| 確定拠出年金の導入<br>(厚生労働省、金融庁、財務省、経済産業省)    | 老後における所得確保を図るため、確定給付型の企業年金等に加え、新たな選択肢として、確定拠出年金を導入する。<br>【確定拠出年金法(平成13年法律第88号)】                        | 措置済<br>(10月施行) |            |        |  |    |